

イギリスにおける 成功報酬制と弁護士保険

国際室研究員・明治学院大学法学部専任講師

中村 良隆 ● Nakamura, Yoshitaka

はじめに

世界に並ぶものなき「法律扶助大国¹⁾」イギリスにおいては、日本とは全く逆に、1980年代以降、増え続ける一方の支出をどのように抑制するかに苦慮してきた²⁾。

もともとイギリスにおいては、公費による法律扶助制度は、「貧困者のみに限定されるべきではなく、中流階級の人々にも、全額ではなく応分の負担を求めることによって利用できるようにすべきである」という理念に沿ってはじまり、制度発足当初の1949年、および物価上昇に伴い資力要件が引き下げられた1979年の時点で、全国民の8割が利用可能であったことは特筆に値する³⁾。しかし、1980年から1990年までの10年間に法律扶助にかかる公費(歳出に占める割合)がほぼ倍増したことは、政府の予測をはるかに超えるものであり⁴⁾、1990年代以降、次のような支出の抑制・代替策がとられてきた。①資力要件の引き上げ⁵⁾、②法律扶助の対象となる事件類型の限定、③弁護士報酬について、事件1件当たりの標準額を設けること⁶⁾、④決められた契約金の枠内で法律事務所や非営利団体(Not for Profit Agencies: NfPs)に法律扶助を委託すること⁷⁾、⑤条件付報酬特約(条件付成功報酬制)の導入、⑥弁護士保険(権利保護保険)の利用、等である。

本稿では、2000年に法律扶助の対象から外された人身事故を中心に、イギリスにおける訴訟費用負担の現状と課題についてみていきたい。

敗訴者負担原則と条件付報酬特約、弁護士保険との関係

1999年司法アクセス法(The Access to Justice Act 1999)により、法律扶助が、

①家事事件、②EU人権事件、③医療過誤事件の3類型に限定されたため、交通事故などの人身事故事件について貧困者が裁判を起こそうとする場合、条件付報酬特約に依拠せざるを得なくなった⁸⁾。条件付報酬特約(Conditional Fee Agreement: CFA)とは、成功報酬制の亜種であり、「裁判に勝てなければお代(弁護士報酬)は要りません(No win, No fee)」が、「勝訴した場合には通常の2倍までの報酬を頂きます」という条件で、依頼人と訴訟委任契約を結ぶものである⁹⁾。

条件付報酬はどのように働くか

通常の報酬	£ 2,000
成功報酬	£ 1,000
成功報酬の上限	25%

訴訟の結果	依頼人の負担
敗訴	なし
勝訴：損害賠償金 £ 20,000を獲得	£ 3,000 = £ 2,000 + £ 1,000
勝訴：損害賠償金 £ 2,000を獲得	£ 2,500 = £ 2,000 + £ 500(*)

(*)成功報酬の額は、獲得した損害賠償額の4分の1を超えることはできないため、500ポンドとなる。

JAQUELINE MARTIN, THE ENGLISH LEGAL SYSTEM 310(5th ed. 2007)より転載。

このような法制度のもたらす効果を査定する上で、イギリスでは弁護士報酬について敗訴者負担が原則であることを頭においておかねばならない。すなわち、原告は裁判に勝てば、自らの弁護士報酬を被告から取り立てることができるが、負けた場合には、自らの弁護士報酬に加えて相手方の分も負担しなければならないというリスクを常に負っているのである。かつてはそのようなリスクは法律扶助によって軽減されていた。しかし、法律扶助が受けられないとすると、原告は自らの弁護士に対して報酬を支払う資金がなくても条件付報酬特約を締結した上で訴えを提起できる反面、敗訴すると相手方弁護士の報酬が原告の肩に重くのしかかってくることになる。

そこで、このようなリスクを分散するために、弁護士保険に活躍の場が与えられることになった。このような保険には3つの類型が存在する¹⁰⁾。

その第1は、事前保険 (before-the-event insurance: BTE) と呼ばれるもので、紛争の起こる以前に加入するものである。日本で2000年に導入された権利保護保険と同様のもので、年間25ポンドから30ポンドと比較的低額であり、イギリスでは1,700万口以上の加入があるという。第2は、事後保険 (after-the-event insurance: ATE) と呼ばれるもので、事件が発生してから加入する保険である。事後であるため保険料は割高で300ポンドから10,000ポンド以上にもなり、事件が起きてから事実審理に入るまでで後の段階になればなる

ほど高くなる。ソリシタが立て替える場合や、後述するように依頼人が保険料相当額の借金をする場合もある。第3は、自動車保険や雇用保険など、加害者となる可能性のある者が加入すべき保険である¹¹⁾。

1999年法は、成功報酬特約の利用を促すとともに、勝訴の見込みのない提訴を抑制し、和解を奨励する目的で、成功報酬および保険料を敗訴者に負担させることを認めた¹²⁾。ただし、鑑定などにかかる諸経費 (disbursement) については依然として自己負担とされている。

条件付報酬特約の問題点

条件付報酬特約については、法律扶助の手続に比して事件処理の効率化が図られたとして評価する意見もあるものの¹³⁾、その問題点も数多

1) イギリスで法律扶助のために支出されている公費は人口1人当たり7,618円に上り、世界のどの国よりも高く、アメリカの4倍、ドイツの8倍、フランスの11倍、日本の70倍に上ることが分かった。「法律扶助予算額の国際比較」(日弁連国際室作成の内部資料、2009年2月)

2) See Robert Verkaik, *The Big Question: Are we spending too much on legal aid, and do the right people benefit?*, THE INDEPENDENT, Nov. 29, 2006.

3) House of Commons Constitutional Affairs Committee, Civil Legal Aid: Adequacy of Provision 30(2004).

4) なぜ法律扶助費用がこれほどまでに膨らんだのかについては、①人口の高齢化や、家族構成の変化、経済情勢の変動などの法外要素、②裁判手続の非効率性や、証拠法の厳格化、欧州人権条約や子どもの権利条約の組み入れ、ソリシタの数の増加と収入の減少など、法制度内にあるが法律扶助政策のみによって左右することのできない要素、③法律扶助の範囲の変更、資力要件の緩和など法律扶助制度内の要素、といったさまざまな要因が考えられる。リックマン、フェンおよびグレイ(1999)によれば、事件を引き受けるかどうかのソリシタの決定が経済的な動機により影響を受けていること、法律扶助があることにより事件をわざと訴訟に持ち込んだり、訴訟が長期化するというモラルハザードが一定の効果を及ぼしていることは認められるものの、どの要因が決定的なものであるかを特定することはできないという。Neil Rickman, Paul Fenn & Alastair Gray, *The Reform of Legal Aid in England and Wales*, 20 FISCAL STUDIES 261, 269-273(1999).

5) the Civil Legal Aid(General)(Amendment)Regulations 1993(SI no 565); the Civil Legal Aid(Assessment of Resources)(Amendment)Regulations 1993(SI no 788); the Legal Aid in Criminal and Care Proceedings (General)(Amendment)Regulations 1993(SI no 789); the Legal Advice and Assistance(Amendment)Regulations 1993(SI no 790); See Regina v. the Lord Chancellor *ex parte* the Law Society(Q.B., June 21, 1993).

6) Constitutional Affairs Committee, *supra* note 3.

7) 三枝麻由美「イギリス法律扶助制度改革をめぐる対立」、自由と正義59巻5号130頁(2008年)参照。

8) 1995年に条件付報酬制が解禁された当初の目的は、「法律扶助の受給資格がない者にも裁判へのアクセスを拡充することであった。」我妻学『イギリスにおける民事司法の新たな展開』107頁(2003年)。しかし、2000年に人身事故について法律扶助が打ち切られた後は、その重要性が格段に増すとともに、さまざまな問題点も顕在化してきたといえる。同書125頁、286-287頁。

9) 41 HALSBURY'S LAWS OF ENGLAND, SALE OF GOODS AND SUPPLY OF SERVICES, para 914 (4th ed. 2004).

10) 日本弁護士連合会「イギリス調査報告書」10頁(2003年)。http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/access/dai21/21siryou2.pdf

11) 筆者は、これに加えて、弁護士が事務所単位または個人で加入している専門職責任賠償保険 (professional indemnity insurance: PII) により填補される場合もあるのではないかと(「勝訴の見込み違い」という仮説を立てたが、専門職責任賠償保険が敗訴者負担の引き当てとなった実例や、依頼人のための事前保険を含む専門職責任賠償保険が存在するという証拠は見いだせなかった。

12) Access to Justice Act, sec. 27(1), 58A(6); sec. 29. 我妻学、前掲注8)、284頁。

13) 我妻学、前掲注8)、286頁。TAMARA GORIELY, RICHARD MOORHEAD & PAMELA ADAMS, MORE CIVIL JUSTICE?: THE IMPACT OF THE WOOLF REFORMS ON PRE-ACTION BEHAVIOUR 18-19(2002); KERRY UNDERWOOD, NO WIN, NO FEE, NO WORRIES, at xiv(2001).

く指摘されている。

1999年法の議会での審議時に、「弱者を全くどうなるか分からない条件付報酬制に売り渡すもの」だという反対論を述べた庶民院議員もあり¹⁴⁾、当初から、①保険料や諸経費を支払うことすらできない貧困者もいる、②勝訴の見込みの低い事件がソリシタの間でたらい回しにされるおそれがある、③当初にコストを算定することが困難な事件も存在する、といった問題点が指摘されていた¹⁵⁾。

条件付報酬制度は、本来法律扶助のコストを削減するための補充・代替策として導入されたものであるが、裁判に負ければ相手のコストも負担させられるという敗訴者負担がつきまとうているため、相手方の成功報酬や保険料についてその金額の妥当性を争うという訴訟費用に関する争いの増加と長期化をもたらした¹⁶⁾。金額の多寡にとどまらず、成功報酬契約や保険契約自体の有効性を争う訴訟も多数提起されている。

さらに重大な問題点として指摘されているのが、依頼人すなわち消費者保護の必要性である。イギリスには小規模の法律事務所に対し事件を紹介する事件仲介業者(Claims Management Companies: CMCs)が1,000社以上存在しているが、各地の市民相談室(Citizens' Advice Bureaux: CABx)には、一部の仲介業者やソリシタが悪徳金融業者まがいの実務を行っているという苦情が多数寄せられているという。これらの業者は、はじめに保険料を納めさせるのではなく、事後保険料または弁護士報酬に相当すると称する高額(1,000ポンドから1,500ポンド)の消費貸借契約にサインさせるという手法を編み出した。業者は、「訴訟で勝てばお金は相手方から入ってくるので大丈夫」と依頼人を説き伏せるのだが、現実にはそううまくはいかない。後でソリシタから高額の請求書が届いたり、逆にソリシタから何らの連絡もなく、1年たって事務所を訪ねてみると「勝訴の見込

みがないので裁判を起こすのは無理だ」と言われたりする(結局、利息のかさんだ借金だけを背負わされる)ケースすらあるという。また、テレビ広告にとどまらず、業者が包帯をしている人に路上で声をかけ、病院に押しかけるなど強引な勧誘を行うケースや、ソリシタが解約に応じようとししないケースも報告されている¹⁷⁾。

「裁判に勝てなければお代は要らない」というと、自己負担がゼロであるかのように誤信する一般市民も多いというが、実態は決してタダではないのである。上述したような批判を受け、司法省はローソサエティ(ソリシタ協会)と協議の上、2005年に条件付報酬契約に関する規制(Conditional Fee Agreement Regulation)を見直し、ソリシタの説明義務を強化した。これによれば、条件付報酬特約によって事件を受任するソリシタは依頼人に対し、①依頼人が自己または相手方の訴訟費用を負担すべき場合、②依頼人にはソリシタの依頼人に対する報酬等の支払請求の見直しを求める権利があること、および③ソリシタが特定の保険または他の財源を依頼人に薦める場合に有する利益、を説明しなければならないとされる¹⁸⁾。

少額事件について、かえって司法アクセスが阻害されるなどの問題点も指摘されている。勝訴の見込みがあっても少額事件を引き受けようとししないソリシタもいる上、たとえ勝訴しても上乗せされた弁護士報酬および諸経費を差し引くと、原告の手元にはたいしてお金は残らないという¹⁹⁾。

2003年にローソサエティがソリシタ100名を対象に行ったアンケート調査では、4割以上が成功報酬契約の内容について争われた経験があると答え、4分の3が「成功報酬制はうまくいっていない」と回答している²⁰⁾。

他方で、「訴訟文化(濫訴)を助長する」という成功報酬制についてのよくある批判²¹⁾は、上述した悪徳仲介業者・悪徳ソリシタの存在を別に

すれば、必ずしも当てはまらないようである。憲法問題省 (Department of Constitutional Affairs) の調査によれば、2000年から2005年までの間に訴訟事件数は5パーセント減少していることが分かった。

まとめ

現在イギリスでは、事前保険の一層の充実²²⁾や、アメリカ型の完全成功報酬制の導入²³⁾が論じられており、新たな財源の確保も見込めない以上、司法セクターにおける「市場化」・「民営化」の動きはやみそうにない。しかし、1999年法以降これまでの経験からは、消費者保護など必要な規制や監督を欠いた「市場化」・「民営化」は大きな副作用を伴うものであることが明らかになったといえるであろう²⁴⁾。最後に、2006年の庶民院憲法問題調査委員会の報告書の一節を引用して、結びに代えたい。

「条件付報酬制の導入は、部分的には、司法アクセスを拡充するためのものであった。証拠

によれば、その目的はいくらか果たされているものの、以前ならば法律扶助を受けられたはずの事件が、成功の見込みが高くないという理由で条件付報酬による資金援助を受けられないケースが見受けられる。条件付報酬制は訴訟文化の直接の原因ではない。統計によれば、条件付報酬制が人身事故請求の資金援助の主たる手段として導入されてから、請求件数は増加していない。しかしながら我々は、条件付報酬制の導入(および規制されていない仲介業者)が、弁護士であるか否かによらず法的サービスを提供する者の評判を落としてきたという市民相談室の結論に同意する。自ら金銭的負担を負うリスクなしに訴訟を起こすことができるという認識が公衆に広まっていること、および明らかに実体のない請求が起こされていることにメディアが注目していることはあいまって、我々は確かに訴訟文化を有しているのだという意見の醸成につながっているといえる²⁵⁾。」

14) Bob Marshall-Andrews, MP, HANSARD June 22, 1999, Column 1000.

15) JAQUELINE MARTIN, THE ENGLISH LEGAL SYSTEM 311 (5th ed. 2007); Andrew Lockley, *Our Learned Friend: Tough words on legal aid*, THE INDEPENDENT, Oct. 2, 1998, <http://www.independent.co.uk/arts-entertainment/law-our-learned-friend-tough-words-on-legal-aid-1175681.html>

16) 日本弁護士連合会、前掲注10)、9-11頁。

17) JAMES SANDBACH, NO WIN, NO FEE, NO CHANCE 11-16 (2004).

18) House of Commons Committee on Constitutional Affairs, Third Report 2005/06, <http://www.parliament.the-stationery-office.co.uk/pa/cm200506/cmselect/cmconst/754/75405.htm>

19) SANDBACH, *supra* note 14, at 17-18. 現行の司法アクセスに関する規制 (Justice to Access Regulations) の下では、事後保険をカバーするための借金を相手方から回収することができるかについて明確な規定がない。このため、裁判外で保険業者の主導により和解の話がまとまったような場合、和解金から借金を返すと、ゼロまたはマイナスになることすらあるという。

20) Law Society's Gazette Legal Aid Survey, 2002/2003, http://www.lapg.co.uk/docs/results_2003.doc

21) 田中英夫・竹内昭夫『法の実現における私人の役割』28-29頁(1987年)参照。

22) 2004年の庶民院憲法問題調査委員会の報告書では、大陸法諸国で先に発展した弁護士保険 (Legal Expense Insurance: LEI) の推進が提言されている。Constitutional Affairs Committee, *supra* note 3, at 38.

23) 損害賠償額の一定割合を弁護士が報酬として受け取ることを認めるアメリカ型の完全成功報酬制は、イギリスでは雇用審判所 (Employment Tribunal) にかかる労働事件を除いて現在認められていない。しかし、近時の導入について基本的に積極的な立場をとる2つの報告書が公表された。LAW SOCIETY GAZETTE, Oct. 30, 2008, at 1; Dec. 4, 2008, at 2; Dec. 11, 2008, at 9.

24) 成功報酬制についての第一人者として知られるソリシタのケリー・アンダーウッドは、憲法問題調査委員会に対し、①成功報酬の額を固定化すること、②成功報酬を敗訴者に負担させるのをやめること、③仲介業者が保険業者の紹介により利益を得たり、保険業者が依頼人に特定のソリシタ事務所を紹介することを禁止すべきこと、④ソリシタが仲介業者に礼金を支払うことを刑罰により禁止すること、⑤事前保険により依頼人のソリシタの選択の自由が妨げられないようにすること、⑥病院等での勧誘を禁止すること、などの提言を行っている。Evidence submitted by Kerry Underwood, Underwoods Solicitors (Nov. 2005), <http://www.parliament.the-stationery-office.com/pa/cm200506/cmselect/cmconst/754/754we59.htm>

25) Committee on Constitutional Affairs, *supra* note 15, at #17.